

駅西公園複合遊具設置工事 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

駅西公園は、令和7年4月に開園した街区公園である。裾野市の中心部に位置し、裾野駅西口からのアクセスも良く、周辺には商業施設等が充実しており、イベント等も開催することで日常的な公園利用に加え市民の交流と賑わいの拠点としても機能してきた。

整備から1年が経過した現在、当公園は駅西地区の賑わい拠点として重要な施設と位置づけられ、更なる機能強化が求められている。この機能強化の中核として、多世代にわたる交流を促進し、公園の魅力を一層高めるため、複合遊具の導入を検討してきた。複合遊具の設置は、単に公園機能を向上させるだけでなく、公園独自の特色と魅力を生み出すことができる。これにより、新たな来訪者を呼び込む強力な動機付けとなり、公園が注目されることが期待される。結果として、交流人口の増加を通じて、地域全体の活性化に大きく寄与することを目指す。

遊具設置にあたっては、その専門性、技術力、企画力に加え、公園との調和や高い安全性が不可欠である。そのため、価格のみならず、テーマ・コンセプト、遊具の構成、安全対策といった多様な要素を総合的に評価し、最適な候補者を特定するため、「公募型プロポーザル方式」を採用することとし、この本実施要領は選定手続きを明確に定めるものである。

2 工事概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 令和8年度 裾野駅西口地区都市構造再編集集中支援事業
駅西公園複合遊具設置工事 |
| (2) 工 事 内 容 | 別紙「企画提案基本仕様書」のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 契約日から令和9年3月19日（金）まで |
| (4) 契約上限額 | 20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和8年度裾野市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 公告日又は指名通知日から契約締結日までにおいて裾野市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成28年告示第70号）及び静岡県工事請負契約等に係る入

札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 6 4 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による「土木一式、とび・土工・コンクリート工事業または造園工事業」の建設業の許可を受けている者であること。
- (8) 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）において、同種又は類似した業務を元請または下請けとして受注した実績を有する者であること。
同種業務：「複合遊具設置業務」とする。
類似業務：「公園遊具設置業務」または「公園遊具更新業務」とする。
- (9) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にある 1・2 級土木施工管理技士若しくは、1・2 級造園施工管理技士の資格を有する者で、監督職員が認めた主任技術者を配置できる事業者であること。

4 参加表明手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059

裾野市役所 建設部みどりと公園課

電話 055-995-1852 F A X 055-994-0272

メールアドレス kouen@city.susono.shizuoka.jp

(2) 実施（募集）要領等の配布

ア 配布期間 令和8年8月4日（火）から令和8年8月13日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 配布場所及び受付場所

裾野市ウェブサイトからダウンロードすることができる。

(3) 参加表明等書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年8月4日（火）から令和8年8月13日（木）午後5時15分
必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

5 参加表明質疑・回答

(1) 受付期間 令和8年8月4日（火）から令和8年8月7日（金）午後5時15分必着

(2) 質疑方法 電子メールにより、4の(1)記載の部署に提出すること。

(3) 質疑様式等 様式第1号。ただし、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「駅西公園複合遊具設置工事参加表明に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレス
を記載すること。

(4) 回答日時 令和8年8月10日（月） 午後5時頃

(5) 回答方法 質問への回答は裾野市ウェブサイトに掲示し、個別には回答しない。ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

6 参加表明等提出書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号・1部）

イ 参加団体概要書（様式第3号・1部）

参加団体構成者の役割を明らかにする書類

（単独の法人で応募の場合は提出不要）

ウ 提案事業者が法人の場合は法人登記簿謄本（1部）

(発行日から3ヶ月以内のものでコピーを可とする。)

エ 委任状(様式第4号・1部)

(単独の法人で応募の場合は提出不要)

オ 誓約書(様式第5号・1部)

カ 納税証明書(1部)

(市税及び国税等の未納がないことを証明する書類、コピーを可とする。)

キ 配置予定技術者届出書(様式第6号・1部)

資格者証の写し、及び健康保険被保険者証等の雇用関係、雇用期間が確認できるものの写しを添付すること。

ク 施工実績届出書(様式第7号・1部)

過去10年以内の同種又は類似した遊具設置業務の施工実績が確認できる資料(業務名、請負金額、施行箇所、受注形態、業務期間、発注機関、業務概要、業務完了などが確認できるもの)、または工事实績情報システム(CORINS)に基づく登録内容確認書(工事实績)の写しを添付すること。

ケ 建設業許可通知書の写し(1部)

(2) 参加資格確認通知

令和8年8月14日(金)までに参加表明書を提出した者について、市において参加資格について書類審査を行い、参加表明申込者全員に、電子メールにて参加資格結果について通知する。

参加資格者として特定されなかった理由の説明を求める場合、参加資格結果を電子メールで通知した翌日から起算して5営業日以内に任意の書面にて行うものとし、それに対する説明は書面により回答するものとする。

7 企画提案書手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野 1059

裾野市役所 建設部みどりと公園課

電話 055-995-1852 F A X 055-994-0272

メールアドレス kouen@city.susono.shizuoka.jp

(2) 実施(募集)要領等の配布

ア 配布期間 令和8年8月4日(火)から令和8年8月13日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 配布場所及び受付場所

裾野市ウェブサイトからダウンロードすることができる。

(3) 企画提案等書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和8年8月14日(金)から令和8年8月28日(金)午後5時15

分必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送

8 企画提案書質疑・回答

(1) 受付期間 令和8年8月14日（金）から令和8年8月18日（火）午後5時15分
必着

(2) 質疑方法 電子メールにより、4の(1)記載の部署に提出すること。

(3) 質疑様式等 様式第8号。ただし、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「駅西公園複合遊具設置工事企画提案書に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス
を記載すること。

(4) 回答日時 令和8年8月21日（金） 午後5時頃

(5) 回答方法 質問への回答は裾野市ウェブサイトに掲示し、個別には回答しない。ただし、参加資格要件に関する事項についてはその都度回答する。

9 企画提案書等提出書類

(1) 提出書類

ア 企画提案書（7部）

イ 参考見積書（7部）

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案基本仕様書のとおり。なお、提案数は1者につき1案に限るものとする。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）に基づき取り扱うこととし、本プロポーザル手続きにおける公開対象文書及び公開基準は別紙「情報公開基準」とおりとする。

イ 提出のあった企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

10 評価方法等

(1) 評価基準

市は、提案に対する評価を行う「裾野駅西口地区都市構造再編集集中支援事業駅西公園複合遊具設置工事公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）を設置する。評価項目及び基準は、別紙「審査評価基準」のとおりとする。

(2) 審査方法等

ア 企画提案書等の審査は、書面により審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書等の内容により、審査委員が審査基準に基づいて採点し、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 提案内容が最低水準点に達しない場合は、選定しない可能性がある。

(3) 失格事項

次に掲げる場合に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 参考見積書の金額が、契約上限金額を超えているとき。

11 選定結果の通知・公表

候補者選定後、企画提案者全員に令和8年9月中旬に電子メールにて選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知とともに、下記項目について裾野市ウェブサイトにおいて公表する。

(1) 契約の相手方となる候補者の名称及び総合点

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

(3) 審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

12 契約手続

(1) 契約の相手方となる候補者として選定された者と裾野市との間で、業務内容、経費等について調整を行った上で、協議が整った場合に、契約を締結する。

(2) 受託者は契約代金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約にあわせ納付しなければならない。ただし、裾野市契約規則第30条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除することができる。

(3) 契約代金額の支払は、精算払とする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。この場合において、次順位者を契約の相手方となる候補者とする。

1.3 プロポーザルの日程

プロポーザルの実施日程は次のとおりとする。ただし、広告時点の予定であり、状況により変更する場合がある。

事業スケジュールは以下のとおりとする。

No.	項目	日程	備考
1	公告	令和8年 8月 4日 (火)	市ウェブサイトへの掲載
2	参加表明に関する質問書提出期限	令和8年 8月 7日 (金)	電子メールのみ受付
3	参加表明に関する質問回答の公表	令和8年 8月 10日 (月)	市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和8年 8月 13日 (木)	持参又は郵送による提出
5	参加資格審査結果通知	令和8年 8月 14日 (金)	電子メールによる通知
6	企画提案書の作成に関する質問書提出期限	令和8年 8月 18日 (火)	電子メールのみ受付
7	企画提案書の作成に関する質問回答の公表	令和8年 8月 21日 (金)	電子メールによる回答
8	企画提案書等提出期限	令和8年 8月 28日 (金)	持参又は郵送による提出
9	審査委員会の開催	令和8年 9月 上旬	
10	優先交渉権者の特定等結果通知	令和8年 9月 上旬～中旬	電子メールによる通知 市ウェブサイトへの掲載
11	優先交渉権者と協議	令和8年 9月 中旬	
12	契約の締結	令和8年 9月 中旬	

1.4 留意事項

- (1) 参加表明書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式第10号）により届出ること。
- (2) 参加表明書等の提出後は企画提案書及び参考見積書の差替、訂正、再提出は認めない。
ただし、裾野市からの指示によるものはこの限りでない。
- (3) 参加表明書等の提出後に裾野市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出等に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、企画提案基本仕様書に特別の定めがある場合を除き、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 参加表明者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

15 情報公開基準

本プロポーザルにおける情報公開基準は下記のとおり

対象文書名	契約締結前	契約締結後	
		契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの
提案事業者名	×	○	○
参加表明書、参加者（団体）概要書、委任状	×	△	△
誓約書	×	△	×
その他提出書類（会社の登記簿謄本、納税証明書、会社概要 等）	×	△	×
企画提案書一式	×	△	×
参加辞退届	×	—	×
採点表（評価結果）	×	△	△
企画提案仕様書、実施要領		○	
審査基準		○	
選考委員名簿	×	○	

凡例 ○：開示 △：部分開示 ×：非開示

（注1）「△：部分開示」とは、条例第7条に規定する不開示情報を除く開示をいう。

（注2）契約締結前は、条例第7条第5号の市の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当するため、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは不開示とする。

（注3）辞退者に係る情報は含まない。

審査評価基準

1 技術提案による評価点

下表により各委員が採点した得点の平均点をもって算出する。当該点数に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

評価項目	評価基準	配点	評価	評価点
テーマ・コンセプト	市の中心部、玄関口に位置し、都市的な公園空間を創出する公園。街区公園ではあるものの、市内外の幅広い世代の利用者が憩い、楽しめて、賑わいを創出する公園となることに寄与している。また、富士山が展望できる公園であることや地域特性に配慮しつつ、シンボルとなる独創性、存在感のある遊具の提案となっている。	20		
遊具のデザイン・機能性	多様な遊び方（登る、渡る、くぐる、滑る等）が提供されており、その中でも目を引く特徴のある遊具を提供している。	20		
	子どもの五感や好奇心、チャレンジ精神を刺激し、自発性や創造性、体力の向上に資する構成・機能性となっている。	20		
	愛着が沸き、親しまれるようなデザインを施している。	10		
安全対策	利用者が安心して遊べるように安全に配慮された提案となっている。	10		
	子どもの予期しない遊びに対する安全検討が十分に行われている。	10		
	遊具の設置位置、向き、安全領域等の設定やサインの設置位置が妥当である。	10		
維持管理	ライフサイクルコストに配慮し、耐用年数が長くなるような耐久性のある材料を使用している。	5		
	補修や部材等の交換に迅速に対応できるとともに、維持管理経費の抑制につながる提案となっている。	5		
実現性・積極性	工期内に提案内容を実現できる工期設定や技術基準、類似実績などが示されている。	5		
	独自の積極的な追加提案が行われている。	5		
合計		120		

<評価係数>

評価項目の配点に、下の評価係数を乗じて評価点を算出する。

A：大変優れている（×1.0） B：優れている（×0.7） C：普通（×0.5）

D：あまり評価できない（×0.3） E：評価できない（×0）

2 事業費（請負希望金額）に関する評価点

下記の算式により算出する。当該点数に小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

$$5 \text{ 点} \times (\text{全提案者中最低の請負希望金額}) / (\text{提案者が示す請負希望金額})$$

3 総合評価点

上記の「1 技術提案に関する評価点」と「2 事業費（請負希望金額）に関する評価点」の合計により算出する。

4 総合評価点在同点だった場合

総合評価点在同点の場合は、技術提案に関する評価点が高い提案者を優位とし、総合評価点及び技術提案に関する評価点在同点の場合は、審査委員による投票で優位を決定する。